

地域密着型通所介護の開所までの流れについて

平成 28 年 4 月 1 日より、利用定員が 18 名以下の事業所が「地域密着型通所介護」に移行したことに伴い、地域密着型通所介護の開所までの流れが、従来の通所介護から変更になります。

地域密着型通所介護の開所までの流れは以下です。

1. 事前申出書類の提出（★）
2. 地域密着型サービス運営委員会にて事前申出概要を報告
3. 地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書の交付
4. 地域密着型サービス等事前協議書等の提出（★）
5. 当課との事前協議（★）
6. （事前協議終了後）地域住民説明会の実施（★）
7. 地域密着型サービス等事前協議済書交付申請書等の提出（★）
8. 地域密着型サービス等事前協議済書の交付
9. 関係機関との調整の上、工事着工（★）
10. 指定申請書類の提出（★）
11. 工事竣工後、備品搬入（★）
12. 事業所現地にて仙台市の指定前検査（★）
13. 地域密着型サービス運営委員会にて指定可否を審議
14. 指定通知の交付
15. 開所

*（★）が法人にてご対応いただく項目です。

*2. 及び13. の地域密着型サービス委員会の開催時期は年4回（6月下旬、9月下旬、1月上旬、3月下旬）です。

*地域密着型サービス委員会に諮る書類の提出について、1. 事前申出書類は委員会前月末まで、10. 指定申請書類は委員会前月中旬までご提出ください。

*5. 当課との事前協議は、図面（敷地及び建物等）の協議が主になります。敷地や建物の状況、新築・改装等の条件により、協議に要する期間が変わりますので、ご了承ください。